



61st IFALPA Annual Conference Istanbul 2006 Legal/Security 委員会報告

2006年4月28日から5月2日にかけてイスタンブールで行われた IFALPA 総会における、Security 委員会、および LEGAL 委員会に関する報告を行います。

Security 委員会からは委員長の年間活動報告とともに、2つの POLICY が採択され、また2つの総会決議について期限の延長がなされました。LEGAL 委員会からは委員長による年間活動報告のみで新たなポリシーの採択はありません。

1. LEGAL 委員長年間活動報告 (要約) Capt. Fanie Coetzee

2005 年度活動報告

- ・ 定例 LEGAL 委員会 05年9月1日~1日 クロアチア共和国・ドブロブニク
- ・ 1998年の東京での LEGAL 委員会で、パイロットを起訴する際の CVR(ボイスレコーダー)やその他の飛行記録の使用についての報告が行われたが、このポイントは、検察や警察が、基本的に法律で求められている行動を行っているということである。
- ・ これは、必ずしもシカゴ条約 Annex13 が意図するものを反映しているわけではないが、各国の法制度は通常、その刑事訴追が国の法律に従って行われることを認めている。
- ・ このような状況下で、我々は国際組織として、各加盟団体を通じて各国の法制度に Annex13 本来の趣旨が反省されるような努力すべきだとの提起がなされてきた。しかし、ほとんどの国では十分な法制度とはいえず、法改正を実施した国も限られており、多くの国ではこの部分では十分な法制度とはいえない。
- ・ ドブロブニクでの委員会では、特定の航空関連の事例について取り扱う国際法廷がどのようにすれば設置されるのか、その実現の可能性について調査すべきだとの提起がなされた。
- ・ この法廷では、適切な資格とともに、航空に関する知識と理解を有した裁判官や検事を擁するべきものである。
- ・ これは非常に大きなタスクであり、まず初めにこのようなプロジェクトの実現に向けての可能性を見いだすことである。
- ・ ICC(国際商工会議所)に出席している LEGAL 委員の報告では IFALPA に関係するような議論は ICC では行われていない。

2006 年度活動方針

- ・ 航空に特化した国際裁判所の設置という考えに関する実現性の調査および研究を行う。
- ・ ULR(超長距離)運航での「PICの権限」についてもワーキンググループ内で議論を継続する。

コメント

- ・ コードシェアや業務提携、GNSS や FANS、衛星通信といった技術によって世界はより急速に狭くなっている。今後の新しい国際的な取り決めは、今後訴訟なども招くかもしれないが、多くの法制度を統一に向かわせるであろう。
- ・ 航空におけるすべての参加者がこのような努力を惜しんではならない。航空法制に関する国際法廷の設置はすでに1995年に台湾での委員会で議論されており、航空法に関わる多く

の法律家はこのようなことに対して支持を表明している。タスクは巨大だが、航空業界におけるこのような大きな取り組みに前向きに取り組む時が来たといえる。

- ・ LEGAL 委員会は新たな委員と委員長で、取り組みを新たにすることになる。出身母体である ALPA-SA(南アフリカ)と IFALPA のすべてのスタッフ・役員に対してこれまでのサポートに感謝するとともに、今後の LEGAL 委員会の活動に期待する。

2. SECURITY 委員長年間活動報告(要約) Capt. Jo Puff

2005 年度活動報告

- ・ Security 委員会 第一回 2005 年 6 月 23～24 日 ブラジル・リオデジャネイロ
第二回 2005 年 10 月 24～25 日 スイス・ジュネーブ
- ・ Security 委員会では、「Passenger Count」「操縦室ドアの二重化」というポリシー、ならびにおよび現在の IFALPA の Resolution(決議)の更新に関して意見がまとまるとともに、予定されている ICAO Annex17 の改正についてのレビューを開始した。
- ・ 航空貨物のセキュリティに関する活動や、セキュリティ面で問題のある空港・地域をいかに客観的に査定するかといった手法についての確立を目指した活動をすすめた。
- ・ IFALPA 以外に参加した対外活動
 - IATA AVSEC World 2005(第二回委員会と併せて開催)
 - ICAO AVSEC
 - IATA Security Forum
 - ICAO Regional Security Seminar
 - ECAC AVSEC 等

今後の委員会活動方針

- ・ ICAO の AVSEC(Aviation Security)を初めとする数々の団体に対し、航空保安に関して引き続き働きかけを継続する。
- ・ 航空貨物の保安向上に関しても引き続き取り組みを行う。
- ・ ECA(European Cockpit Association)での人材不足もあり、委員長が引き続き EU での航空保安に関する会議に出席する。

3. POLICY 等の採択

IFALPA POLICY

- ・ REPORTING OF SECURITY DEFFICIENCIES - 保安に関する問題点の報告について
すでにある POLICY に対して、「(IFALPA 加盟団体が)知り得た保安上の欠陥についても IFALPA に報告する」といった文言の追加をおこなった。
- ・ FLIGHT DECK DOUBLE-DOOR SYSTEM - コックピットドアの二重化について
これまでにある操縦室ドアの二重化に関する DRAFT POLICY について、一部文言を追加し、「保安上すべての大型機[註: Large Aircraft- ICAO 定義の離陸重量 5700 kg 以上の航空機]が二重にドアを装備すべき(要約)」とする内容となった。

RESOLUTION(総会決議)の期限更新〔註: 期限は 10 年で、2 年の延長〕

- ・ SECURITY OF CREW BAGGAGE
要約 乗員の手荷物の保安に対する IFALPA POLICY に対して、各 IFALPA 加盟団体が、この POLICY に基づき、すべての乗員の手荷物の安全性が機内に搭載される前に確実に確認され、そして保たれるように取り組みを進めるべきである。
- ・ TRANSPORTATION ARRANGEMENTS
要約 乗員の移動の際の保安については、航空会社が必要な予防策をとるべきであり、各 (IFALPA) 加盟団体はそのことを注視すべきである。